

第2回 鴨川流域懇談会 議事録

日 時：平成17年6月11日(土)

15:00～17:45

場 所：京都リサーチパーク

東地区4F サイエンスホール

< 次 第 >

1 . 開 会	
開会挨拶 : 京都府土木建設部長 土屋光博 p 1
委員紹介等 : 事務局 p 2
2 . 基調講演	
~ 京の川と水文化 ~	
武庫川女子大学教授 森谷尅久氏 p 3
3 . 事務局説明	
鴨川水環境と景観について p 10
4 . 議 事「千年の都・京都の美しい鴨川」	
(1) 意見交換 p 15
(2) 一般募集意見紹介、参加者からの意見聴取等 p 26
(3) まとめ p 36
5 . 閉 会 p 37

1 . 開 会

事務局 お待たせいたしました。それでは、ただいまから第2回鴨川流域懇談会を開催させていただきます。

開会挨拶

事務局 開会に当たりまして、京都府土屋土木建築部長よりごあいさつを申し上げます。

京都府（土屋土木建築部長）中川座長をはじめ、委員の皆様におかれましては非常にお忙しい中、また足元の悪い中、第2回目の流域懇談会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

くしくも、きょうは梅雨入りをしたということでございます。私ども、河川の管理に携わるものにとりましては、梅雨入りから10月末までの4カ月半ほどの出水期、なかなか気の抜けない時期を迎えたわけでありまして。とりわけ昨年の10月20日の台風23号によりまして、特に北部地域を中心に非常に山が荒れております。倒木もございまして、土石流、土砂崩れのあとまだ修復されていないということで、少しの雨でも、非常に災害が発生しやすい状況がございますので、我々も緊張感を持ってこの秋までの期間をしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

また、鴨川におきましても、お手元に「鴨川の防災対策について」という資料がございますが、前回ご説明を申し上げましたように、昭和10年の水害を受けてハード対策を進めてきており、現在は陶化橋付近の整備を促進しておりますが、併せてソフト対策ということで、平成15年に「浸水想定区域図」を策定し、また、洪水予報も実施しております。ホームページで鴨川の状況、水位その他をご覧いただけますので、雨があまり降っていないときにも、機会があればぜひ見ていただければと思っております。

また、京都市におきましては、非常に詳細な「京都市防災マップ」を作成し、公表していただいております。今年度はもう少し情報の収集等をしっかりしていこうということで、監視カメラの設置も予定しているところでございます。京都市内で昨年の台風23号と同じぐらいの雨が降りますと、鴨川が氾濫することも十分想定されますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

さて、この懇談会につきましては、第1回目の際に中川座長のほうから基調講演をいただきまして、皆様方から鴨川に対するさまざまな熱い思いを語っていただきました。

これからは、テーマごとに議論を進めていこうということで、きょうは森谷先生から基

調講演をいただきまして、特に文化、景観、環境を中心にした問題につきまして、皆様方の忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

委員紹介等

事務局 それでは、続きまして、本日の懇談会にご参加いただいております委員の皆様方を紹介させていただきます。

時間の関係もございますので、失礼ながらお名前の紹介とさせていただきますが、会場の皆様方におかれましては、お配りしております「委員紹介」という資料をご覧くださいながらお聞き願えればと思います。

まず最初に、この懇談会の座長をお願いしております京都大学名誉教授で、現在、立命館大学教授の中川博次様でございます。

座長（京都大学名誉教授、立命館大学教授・中川）中川でございます。

事務局 続きまして、左手に移りまして、武庫川女子大学教授の森谷尅久様でございます。

森谷委員（武庫川女子大学教授）森谷でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 続きまして、京都精華大学教授の嘉田由紀子様でございます。

嘉田委員（京都精華大学教授）嘉田でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、同志社大学教授の新川達郎様でございます。

新川委員（同志社大学教授）新川です。よろしくお願い致します。

事務局 向かって右手に移りまして、漆工芸家、千家十職塗師第十二代中村宗哲様でございます。

中村委員（千家十職塗師第十二代中村宗哲）中村でございます。

事務局 続きまして、老舗旅館、柊家株式会社取締役、西村明美様でございます。

西村委員（柊家株式会社取締役）西村でございます。よろしくお願い致します。

事務局 続きまして、岩屋山志明院ご住職の田中真澄様でございます。

田中委員（岩屋山志明院住職）田中でございます。よろしくお願い致します。

事務局 続きまして、鴨川を美しくする会事務局長の杉江貞昭様でございます。

杉江委員（鴨川を美しくする会事務局長）杉江でございます。よろしくお願い致します。

事務局 なお、本日は京都大学の金田先生、並びに京都商工会議所の村田会頭、京都新聞社の吉澤次長様におかれましては、所用によりご欠席となっておりますが、事前に事務局のほうでご意見をお伺いしておりますので、後ほど議事の中で紹介をさせていただきます。

続きまして、行政の出席者を紹介いたします。先ほどごあいさつ申し上げました京都府の土屋土木建築部長でございます。

京都府（土屋部長）よろしくお願いたします。

事務局 京都市の中島建設局長でございます。

京都市（中島建設局長）中島でございます。よろしくお願いたします。

事務局 なお、このほか、京都府並びに京都市の関係課の担当者が出席いたしておりますので、よろしくお願いたします。

先ほど部長からもありましたように、本日の鴨川流域懇談会は第2回目となりますが、第1回目は去る3月26日に開催させていただきました。簡単にその結果をご説明させていただきます。「第1回鴨川流域懇談会結果概要」の資料をご覧くださいと思います。

まず、中川座長のほうから「千年の都と鴨川」と題しまして基調講演をいただいた後、委員の皆様方から、京都と鴨川、あるいは鴨川への思いなど全般的な意見交換をしていただきました。

続きまして、2回目以降の進め方についてもご確認いただきまして、資料にもありますとおり、環境、景観、利用、治水というテーマを設定いたしまして、基調講演を交えながら議論を進めていただき、最終回で全般的な取りまとめを行うということをご確認いただいております。

本日はこの進め方に基づきまして、「千年の都・京都の美しい鴨川」をテーマに環境、景観、水循環などについてご議論をいただく予定にしております。

2 . 基調講演

事務局 それでは「次第」に基づきまして、まず基調講演といたしまして、森谷先生から「京の川と水文化」と題しましてお話をいただきたいと思います。先生のほうでご準備いただいた資料もございますので、ご参考にご覧いただきながら進めていきたいと思っております。それでは先生、よろしくお願いたします。

森谷委員 森谷でございます。きょうは皆さんに「平安京の形成」という題の

コピーをお渡ししていると思いますが、いっておりますでしょうか。平安京のことについては2時間ぐらいしゃべらないと終わりませんので、きょうは平安京についてお話しするわけではございません。

きょうのお話の「水文化」というものを考える上において、皆さんに地理的な感覚を頭に入れていただくために資料をお配りした次第でございます。きょうの私のテーマ、「京の川」は鴨川だけではありません。京の市内を流れる川を鴨川とともに考えてみようということで、少し平安京のお話をさせていただきたいと思います。

平安京を考える上において大事なことは、まず一番最初に地形を考えないといけないということです。平安京ができて初めて出てきた言葉で、「四神相応」という言葉がございます。これを理解していただかないといけません。これは文字どおり、四つの神が北山城の盆地に住んでいるかどうかということでございます。これは中国が大好きな「地相」と考えていいと思いますが、地相を占っているわけであります。基本的にこれによって水文化を目指しているわけで、これがないと大都市などとてもできません。

ご存じのとおり、平安京は794年にできました。それがこの図です。これは見事に書いてございますが、必ずしもこのとおりではないようですので、皆さん、そのつもりで見てください。平安京をつくるときに、四つの方角、東西南北にふさわしい神様がいるかどうか。神様がいると地相としてすばらしいということでございますが、中国では現在も大流行でございます。中国はちょっとした家を建てるにも「四神だ」と言っています。韓国も台湾もそうです。日本も若干ございますが、それほど熱狂的ではありません。中国、韓国、台湾はきわめてすごい勢いでございまして、それが現在もずっと続いているわけでございます。

この地相学は別の意味でいいますと、原始地理学というふうに理解していただくと非常にいいのではないかと思います。どういうことかといいますと、北のほうに「玄武」という神様、南のほうに「朱雀」という神様がいる。それから、東側に「蒼竜」という神様、西側に「白虎」という神様がいる。そういう考え方でございます。中国に行かれた経験のある人ならすぐにわかると思いますが、全部、想像上のものでございますが、玄武神、朱雀神、蒼竜神、白虎神の変な絵が全部ちゃんと描いてあります。

日本にもございます。古墳を発掘すると時々、星宿のところの方角で描いてあります。亀か蛇か何かわからないような変な絵が描いてあって、これが玄武神だということです。朱雀の場合は鳥ですが、おもしろい絵が描いてございます。ご存じの方もいらっしゃるだろ

うと思います。中国の骨董品には非常にこれがよく描いてございますので、ひょっとしたら家にお持ちかもしれません。

それから、方角にはそれぞれシンボルがございます。そのシンボルが存在するかどうか、これによって決めるわけですが、玄武神のシンボルは大きな岩です。岩倉でしょうか、「大岩」だと言っております。朱雀は朱い雀ですね。中国では現在、朱雀は水鳥として存在するらしいのですが、描かれているのは想像上のものだそうです。このシンボルは「大池」だということです。蒼竜は蒼い竜でございますが、このシンボルは「大川」で、大きな川が存在するかどうか蒼竜がいるかということです。西側の白虎は大きな道が存在するかどうか。「大道」があるかどうかということでございます。それで地相を見るわけです。

これを京都の現実に合わせてみると、大きな岩とは何かということ論争する人がいっぱいおります。岩倉神社もありますし、大岩というのは岩倉信仰みたいなもので、磐座信仰とよくなりますが、僕は北のほうの岩倉を含めて、とりあえず山が存在するというふうに言っているのですが、「それは違う」と言う方もあります。見に行かれた方もあると思いますが、事実、船岡山に大岩がございます。建勲神社という神社がありまして、その前に大きな岩があります。僕の記憶ですと、そこに昔の建設省の三角測量点がございました。これも岩倉信仰の一つなのですが、大きな岩にしめ縄が張ってございます。だから、船岡山ではないかと言う人もありまして、いろいろ意見がございます。

それから、朱雀は「大池」です。皆さんもすぐにお気づきになると思いますが、巨椋池ではないかと。これは大体意見が一致しております。巨椋池は非常に大きな池というより湖と言ったほうがいいのかもかもしれません。戦前は京都大学の実験所がございまして、ここで淡水魚や水鳥など、生物の研究をよくやったという話を分類学の北村四郎先生に聞いたことがございます。昭和5年以後にだんだん干拓いたしまして、現在は大久保の自衛隊の駐屯地とか、大きな住宅街になっておりますが、僕はこの大池の感じを覚えております。小学校の遠足で奈良に行ったときに、この横の堤のところを近鉄電車で通りました。一面池だったので、「ああ、広いなあ」という印象でございましたが、いわゆる増産運動で昭和5年から干拓して、現在、農地や住宅地に変わっております。そういうことで、大池は巨椋池でいいのではないかと思います。

それから、蒼竜の「大川」は言うまでもなく鴨川だろうと思います。竜というのは水でございまして、ピタッと川だと。この点については異論はありません。

それから、西側の白虎でございますが、「大道」はどこかということ、これは非常に難し

いです。古代の山陰街道、あるいは山陽街道と言う人もありまして、いろいろ説がございます。

そういうことで、この「四神相応」でわかるように、北のほうが高く、南のほうが低いということです。どのぐらいの高低かということは別にしまして、その側に川が流れています。運輸に使うか、飲料水に使うかは別にしまして、そういう川が流れていると。恐らく、これも「大池」のほうに入っていくのだろうという考え方があります。平安京という都をつくるわけですから「大道」、交通の発達ということが考えられているだろうと思います。大都市をつくるときにこういうことを設定いたしまして、北が高く南が低い緩やかな傾斜地に水がないといけないという考え方で京づくりをしているわけです。

こればかり話していると時間がなくなりますので、このあたりでやめまして、平安京の地図をお出ししましたので、簡単にスケールだけを言っておきたいと思います。東西が約4.5kmございます。南北が約5.2kmですから、600mか700m南北に長い都をこしらえたわけであります。

横の右側に大路、小路を書いております。12とか4というのは、単位が丈でございますので、これに3を掛けると大体のメートルが出ます。一番下のほうを見ていただきたいと思います。そこに大路、小路が書かれております。大路は、大体30m級、36m級、50m級で、一番大きいのが真ん中の朱雀大路でございます。「28」と書いておりますので、84~85mあるわけですから、これが一番広い大路でございます。そういうふうになっているということを理解していただきたいと思います。

問題は、平安京にこの大路がどれぐらいあったかということでございます。大路は東西に13本あります。小路がその倍の26本ございまして、南北はちょっと少なく、南北に大路が11本、小路が22本でございます。したがって、平安京では大路が東西南北に24本、小路がその倍の48本で、合計72本でございます。

ここに川が流れているわけです。我々は、京の川というと鴨川ばかり言いますが、市内に流れている中小河川を忘れてもらうと困ります。72本の大路、小路が東西に走っているわけですが、我々の言葉で側溝、溝と言っておりますが、溝というと我々はすぐに下水というふうに思って、汚いと考えのですが、全然そんなことはありません。非常に清冽な川の水が鴨川から流れてきていたわけです。上流は鴨川から水を取りまして、市内にきれいな水を流し込むわけです。

平安時代の絵巻を見ますと、その中に大路、小路の川の前で洗濯をしたり、野菜を洗っ

たりする姿がございませぬ。それが非常にきれいな水です。現在の下水とっていただいたら困るわけです。京都市がこれをやろうと思うと大変なお金があるので、「清流を流せ」とは言えませぬが、清流が流れていたことは間違いありません。そうしないと、都市衛生が守れないということございませぬ。

その溝がどこに流れていたかという、側溝は道路に沿って二つあるわけですから、72本に2を掛けて、144本の川が流れているということ。ただし、朱雀大路だけはわかりませぬ。朱雀大路は真ん中に川が流れている可能性がありますので、増えるかもしれませぬが、まだそこまで確認してございませぬ。とりあえず、側溝として東西南北に144本の川が流れていたということを入念に入れていただきたいと思います。中小河川といひましても、それほど美しい川が流れていたわけです。

ところが、川というものはそれだけではありませぬ。このように、真ん中に碁盤の目があります。これは一町四方でございませぬ。現在、一町は約3,000坪でございませぬが、古代のメジャーでいきますと3,600坪ほどあります。この真ん中にもう1本川が走っておりまして、小さな溝があると言われてございませぬ。その真ん中の溝を中心に、両側に道がございませぬ。そういうシステムができ上がっておりまして、自分の家の裏で洗濯もでき、野菜も洗うことができるということ、現在、これの跡が残っておりませぬ。

これは後の話でございませぬが、それがいくつあるかといひますと、この箱の数を数えるところなのですが、大体32前後あると思ひますので、プラス32としますと、175か176になりますので、東西南北に全部で川が175~176本走っていたことになります。ただし、原則として南北に走っておりまして、南北は間違いなく走っておりませぬが、東西でどれだけ走っていたかどうかはちょっとまだわかりませぬ。発掘の結果、小さな道と川が出てございませぬので、これは当初からあったと見て間違いございませぬ。

平安時代の終わりごろになりますと、その川が埋まります。僕は郷土文化にかかわる大変おもしろい勉強をしているのですが、「路地」と書きまして、京都、大阪では「ろうじ」と読みませぬ。「京の路地(ろうじ)がこれでできたのではないか」と言われる方もございませぬが、僕は合っているのではないかと思ひます。「囟子」あるいは「辻子」と書いて「ずし」と読みませぬが、この言葉が平安時代の終わりごろに出てございませぬ。ですから、こういう大路、小路でないところに道ができていたということが「囟子」という言葉でわかりませぬ。現在でも「囟子」という言葉を持っているところがありまして、西陣の路地などに割合多いのですが、それが原因かと思ひませぬが、そこにも川が流れていたということをご

理解いただきたいと思います。

そうすることで、170以上の川があったということですが、その水源はどこかという、鴨川でございます。平安京の地図を見ていただきますと、右下に「東京極大路」があります。「10」と書いてありますので30m級でございますが、ここに京極川という川が流れております。これは記録的には非常に古く、8世紀の終わりごろ、9世紀のころに京極川の話が出てきております。

これはどこから来ているかという、多く「中河」とも書いておりますが、「中川」で結構だと思います。その中川というところから水が入っているということですが、中川の水はどこから来ているのかということをいろいろ調べてみますと、鴨川の西土手から来ているという説と、遠く雲ヶ畑から来ていて、それが平安京の中に入って川になっているという説があります。京極川は今は暗渠になっております。寺町川とか言っておりますが、それは京極川でございます、こういうふうに使われていたわけでございます。つい最近まであったのですが、全部、暗渠にされまして、だんだんなくなっております。

それから、西洞院大路を見てください。ここに西洞院川という川がございます。昭和40年ぐらいまでは非常にきれいな水が流れておりました、中世も江戸時代もそうなのですが、ここは大雨が降りますと、その水が四条通にあふれ出ていました。

西洞院の四条のところを見てください。その角を少し南に下がったところがございますが、ここは吉岡憲法がいたところです。この人は剣術家と言われていますが、そうではなくて、染屋の親父です。戦国時代に「憲法染め」という黒染めを開発した大変な人で、染色業界ではよく知られております。本職は染屋の親父で、アルバイトで室町幕府の將軍相手に指南役をしていたわけです。宮本武蔵と決闘したというのは、ちょっとわかりません。多分いいかげんな話だろうと思いますが、吉川英治さんはすごいですね。ちゃんと「彼は染屋だった」と書いています。だから、吉岡憲法は侍ではありません。この時代は侍とか商人とかにはっきり分かれていなくて、昼間は染屋の親父で、夜になると侍になるという人がたくさんおりました。この西洞院を四条に下がったところは、西洞院の川の水を使って染色業が発展した地域であります。

もう少し下がりますと、西洞院の五条大路まで下がりますと、現在も有名ですが、かつて紙すき屋さんがあったところで、「西洞院紙」というのをつくってました。これはどういう紙かという、鼻紙です。世界で最初に鼻紙を開発したのはここです。ヨーロッパには鼻紙なんかありませんから、「西洞院紙」が鼻紙の代名詞だったわけです。

それからもう一つ、ここではすき返しの紙をつくっております。「宿紙」と書きまして「すくし」と読みますが、これはすき返しの紙で、反故紙を使って紙をつくるわけです。反故紙はどうするかというと、京都全域から女性が集めてきまして、ここへ持ってきてすき返しの紙をつくるわけです。その紙はものすごく安物でございますが、非常に權威のある紙でございます。

大名が鎌倉幕府、室町幕府、あるいは江戸幕府から、薩摩守とか但馬守とかそういう名称をもらいますね。「その名称を名乗ってもよろしい」という命令をもらうわけですが、最終的に御所がその証書を発行します。御所もケチですね。「宿紙」というのは見たらいやになるほど安物の紙です。その証書のことを専門用語で「口宣案（くぜんあん）」と言いまして、「お前は偉くなった」というだけのことなのですが、それにはこの安物の「宿紙」しか使ってはいけない。ほかのサラのものは偽物であると。そういうことで、西洞院では川がそういう大変重要な産業をつくっていたということをご理解いただきたいと思えます。

その次に、西大宮大路を見てください。「12」と書いてありますが、それをずっと上に行きまして、右のほうの姉小路と交差したところ、ここに私の家があります。なぜそんなことを言ったのかといいますが、これには意味があります。西大宮大路の北野天満宮の前の通りは、現在は「御前通」という名前になっております。ここに「内裏」とか「豊楽院」とか「朝堂院」と書いておりますのは全部、役所です。「御前通」はその西側のメインストリートの一つで、36mの大通りでした。なぜ、わざわざ自分の家のことを言ったのかと申しますと、小さいですが、庭を含めて私の家は西大宮川の上にあったことがわかりました。

どうしてわかったかということ、その裏にヤナギの木が2本ございまして、僕の先代がそのヤナギの木を伐ってしまわれました。ところが、そのヤナギの木は西大宮川の川沿いにあったものの一つだったんです。ずっと南のほうの、西大宮川の三条大路というところに、つい10年ほど前までヤナギの木があったのですが、それもなくなりました。

私の先代がそのヤナギの木を伐ったときに、ご近所の薬局がその周辺の郷土史家だったので、その人にもものすごく怒られたのです。私はまだ若かったのですが、歴史学者になって論文を書き始めているということで評判になっていました。それで、「あんたはあんたが西大宮川のヤナギであることを知っているだろう。何ということをしたんだ。何で伐ったのか」とすごく怒られまして、「先代さんが伐られました」と言っても、絶対に許し

てくれませんでした。私の家に残っていたヤナギが最後で、ずっと残っていたのですが、それがなくなりまして非常に残念でございます。私が伐ったのではなくて、先代さんが伐ったわけですので、責任がないといえば責任はないのですが、その後にお宮をつくりまして、「申し訳ありません」と拝んでおります。

そういうふうに川が流れていたわけです。10年前までは若干残ってしまして、最終的には三条のところにあった川もなくなったわけですが、当時は川が縦横に流れていたということをご理解いただきたいと思います。有名なところを言いますと、室町小路のところ室町川という川がありました。それから四条川、これは明治初年までございまして、堀川のほうにきれいな水が流れていたらしいですね。時々、材木を一緒に流したという記録がございます。

堀川は非常に大きな川で、川幅が12mございまして、堀川のアユというのがありまして、江戸時代の初めごろ、室町時代にも「堀川の鮎」というのが書いてあります。江戸時代になって、ここへ染色業者が集住するようになりますと、少し変わってきまして、あの堀川の色になりますが、これは大分後の話です。ですから、この中小河川にアユが入っていたとみていいと思います。特に、先ほど申し上げました京極川には水が豊富にございました。貴族は東側に住んでいることが多いのですが、その周辺にありました貴族の別殿の池は、ほぼ京極川から水を取っていたということでございます。

そういうことで、市内に流れる中小河川が京の文化づくりをしていて、衛生その他の面でも非常に大きな役割を果たしていたということをご申し上げたかったわけです。時間が大幅に超過いたしまして申し訳ありません。このあたりでやめさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

事務局 森谷先生、どうもありがとうございました。かつての平安京のまち中の川に関する非常に興味深いお話をいただきまして、誠にありがとうございました。

3 . 事務局説明

事務局 続きまして、京都府の古賀河川計画室長から、本日の議論の参考といたしまして、「鴨川の水環境と景観について」のご説明をいたします。

事務局（古賀河川計画室長） 京都府の古賀でございます。お手元のほうに「鴨川の水環境と景観について」という資料を用意させていただいております。

きょうのテーマは「環境と景観」でございます。環境と一言で申し上げてもいろいろな

切り口がございます。きょうはその基本的なところの川の水量や水質といった観点から、「鴨川の水環境」ということで資料を用意しております。

この水環境に関連して、周辺の土地利用の話や、あるいは下水道、用水路といった水路の話、いまの森谷先生のお話にもございましたが、そういったことにも若干触れさせていただいております。さらに、景観につきましては、写真を中心に集めておりまして、見ていただければと思います。それでは簡単に説明いたします。

まず、1-1ページは「都市化による水循環の変化」ということで、前回の中川先生のご講演にもございましたが、都市化が進んで地表がアスファルトやコンクリートなどで覆われるようになってくると、降った雨が地下に浸透しにくくなって、その結果、表面流出ということで直接、川に一気に流れ込んだり、あるいは下水道が整備されたことによって下水道を通じて川に流れ込むということで、洪水が発生しやすくなったり、地下水位が低下し、そのことによって、河川の普通の水量が減少してしまうといったことが起こるわけがございます。

次の1-2ページからは、鴨川流域の現況はどうかということで、1-2ページでは鴨川の市街地の変遷、どういうふうに市街地が広がっていったのかということを示しております。

1-3ページでは市街地を含めまして、鴨川全体の土地利用がどのように変わってきたのかということを示しております。これをご覧になるとわかりますように、鴨川の平地部が流域全体の3割から4割を占めておりますが、当然のごとく、その中心部分は早い時期から市街地化されておりましたが、その後、北側、南側に広がってまいりまして、特に昭和50年代以降、北側の平地部で急速に市街地化が進んでおります。

それから、土地利用については1-3ページの下グラフをご覧になっていただくとわかりますように、これは大ざっぱに山地、農地、市街地に分けておりますが、大正11年から50年間で平地部の中の農地面積が急激に減っております。農地が減ってまいりまして、流域全体としての保水能力自体が相対的に低下してきているのではないかと思います。

1-5、1-6ページは下水道の整備状況でございます。先ほどの市街地の拡大と同じように、京都の中心部は戦前の早い時期から下水道が整備されていたわけですが、これが市街地の広がりとともに下水道の集水区域、処理区域が広がっていていることが1-5ページの図でわかると思います。そして、いまの人口普及率はほとんど100%に近い状況でございます。

1-6ページには鴨川流域の拡大図を載せておりまして、色がついているところが下水道の処理エリアでございまして、鴨川の平地部のほぼ全域がカバーされております。それから、

赤い線で書いておりますのが下水道の主な幹線になってございます。京都の場合、早い時期から下水道が整備されたということもありまして、下水の集水の方式が「合流式下水道」と言って、汚水と雨水を一つの管であわせて集水することになっております。特に、中心部の紫の線で囲んだエリアはそういった方式になっております。

このため、大雨が降って処理ができないということになりますと、汚水が混ざった水が直接、鴨川に放流されるということで、現在、20カ所ぐらい鴨川にそのような合流式の放流口がございます。ただ、現在、京都市においても、こういう合流式の下水道の改善事業ということで、例えば雨水時に地下にいったん貯留するとか、そういった事業を進めておられるところでございます。

それから、1-7～1-9ページは鴨川の主な水利用でございます。1-7ページで赤い印をつけておりますが、こういったところで取水されております。形態としてはいろいろございますが、農業による取水が数としては多いわけでございます。これは最大限取れる量でございますが、ざっと足しますと大体 $1\text{ m}^3/\text{s}$ ぐらいでございます。いま鴨川の流量が平均で $5\sim 10\text{ m}^3/\text{s}$ でございますので、いまの水利権の量はそれなりに大きなものになっているかなという気がいたします。

1-8、1-9ページはその中でも比較的大きいと思われる洛北、洛南の土地改良区の用水系統図でございます。

1-10ページは琵琶湖疏水のルート図でございます。鴨川の流域全体の水環境を考えていく上で、一つには、琵琶湖からの疏水が水環境の改善にも一役買っているのではないかと考えてございます。ご承知のように、琵琶湖疏水そのものは発電あるいは水道に使われているわけですが、実際には白川、南のほうに行きますと東高瀬川のほうに入りまして、この流域の水環境の改善に一役買っているというふうに考えております。

1-11ページは、先ほどの下水道、あるいは琵琶湖疏水、その他取水等を模式的に示しております。

1-12ページは、若干、違う話でございまして、上に二つの河川の断面図がございまして、これは昭和10年の改修断面でございます。昭和10年の大洪水を機に改修が行われまして、いま我々が見ている鴨川の形態はこのときにつくられたものでございますが、赤く塗っている部分は、ちょうどこの改修のときに川を掘り下げた部分でございます。昭和10年の出水前までは、比較的鴨川の水辺は我々から近いところにあつたのですが、これを掘り下げることによって、いまは水辺が遠くなっているのではないかと考えてございます。

それともう一つは、後で写真が出てきますが、場所によっては結構広がりを持って流れていたのではないかと考えられますが、改修によって河道を固定したことによりまして、いまのようなほぼ直線的な河道になったということで、そういった意味での水環境の変化もあったのではないかと考えられます。

1-13ページは、実際の鴨川の流量はどのようになっているのかということで、中程のグラフを見ていただきたいと思います。年平均流量の推移ということで、鴨川の下流、深草地点の水位でございます。これをご覧になるとわかりますように、昭和40年代から比べますと、流量は減少している傾向があり、昭和40年代は平均で $10\text{m}^3/\text{s}$ 近くありましたのが、いまは低いときには $5\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいで、 $5\text{m}^3/\text{s}$ から $10\text{m}^3/\text{s}$ の間にあるという状況になっております。

この原因には気象条件もありますが、一概にはっきりしたことは言えません。一番下のグラフに、同じように市内の有栖川、天神川、山科川の状況も載せておりますが、ほぼ同様の傾向がありまして、一つには市街化等による地下水の低下とか、そういったことも考えられるのではないかと推測されます。

1-14、1-15ページは水質の話でございます。昭和40年ごろの新聞記事で、鴨川のいたるところがゴミ捨て場になっていたり、あるいは、染色工場からの排水といったものが鴨川の水を汚くしているというような記事が載っております。

1-15ページでは、BODという有機物の汚濁指標、あるいは、SSという懸濁質の汚濁指標で鴨川の水質がどういうふうになってきたかということを見ますと、40年から比べますと着実に水質は改善されてきています。それは、先ほど申し上げた下水道の整備が効果があったらうし、もう一つは、きょうも委員で来られております「鴨川を美しくする会」などの皆さんによる市民レベルでの積極的な美化活動への貢献もあったのではないかと考えられます。

2-1ページからは「鴨川の景観」ということで、写真を添付しております。特に説明はいたしません、2-1から2-4ページにかけては、現在の鴨川と昔の状況の写真を、比較できるように一緒に載せております。これを見ますと、明治時代等においては、何となく鴨川の水量が今よりも多いのではないかと印象を受けます。

2-5ページからは現況写真で、鴨川の四季折々の表情を2-8ページにかけて載せてございます。2-9、2-10ページは人とのかわり、あるいは町並みと鴨川との調和の状況とか、そういった意味の写真を載せております。例えば2-10ページ、景観ということで見たときに、

エアコンの室外機とか、建物の色とか、鴨川の中州は野鳥の営巣地になっておりまして、こういったことが景観の観点から時々話題に上がることがございます。

2-11ページは「改修工事における景観への配慮」ということで、昭和10年の改修のときに京都府から国に提出された稟請書、あるいは復興計画書の記述を抜粋してございます。昭和の改修では、これにございますように、「本邦唯一ノ国際的観光都市」と位置づけて、また、鴨川を「京都ノ優雅ナル情景ヲ保持シツツアリ」ということから、鴨川の改修工事に当たっては「風致維持ノ関係上相当ノ考慮ヲ必要」としなければならないとして、コンクリートなどが露出しないような特別な方法によらなければならないということです。それからあと、治水上、交通上の理由とは別に風致上の観点から、京阪鉄道あるいはその疏水の地下化についても触れられているのは特筆すべきところではないかと思われま。

2-12ページは「花の回廊」で、平成になって我々京都府のほうで改修しましたが、このときにも背後の山並みと一体となった空間をつくり出すということから、素材あるいは形状においても、できるだけ曲線を入れた柔らかいものといった配慮をしております。

2-13～2-15ページについては、いまの法制度において、鴨川周辺での、例えば屋外広告物等の規制の状況を載せさせていただいております。

3-1ページからは「その他参考資料」ということで、特にご説明はいたしません、鴨川の現況写真などを載せてございます。

もう1点だけ触れさせていただきますと、3-10、3-11ページの「景観法および文化財保護法（改正）の概要」でございます。昨年「景観法」が施行されまして、これは我が国で初めての総合的な景観に関する法律ということで、これまでの条例などによる景観についての規制では限界があるということからこういう法律が定められたところでございます。中段あたりにございますように、鴨川が景観の重要公共施設として位置づけられた場合には、今後の鴨川の整備に当たっては、そういう景観に配慮した、その計画に合った整備が必要になってくるということでございます。

それから、3-12ページは「文化財保護法の改正」でございます。これは、きょうご欠席の金田先生から第1回の懇談会においてご紹介があったのですが、文化財保護法が改正されて「文化的景観」というものを保護対象に拡大したということです。

ここにございますように、「文化的景観」とは「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」ということで、例えば棚田とか里山といった人間とのかかわりの中でつ

くり出されたすぐれた景観、これがいままでの文化財ということではなかなか十分にとらえられなかったということから、新たな保護手法として、法改正がされたという点について、参考までに、紹介させていただきました。雑駁な説明でございましたが、以上でございます。

4 . 議 事 「千年の都・京都の美しい鴨川」

(1) 意見交換

事務局 それでは、議事に入らせていただきます。これからの進行につきまして、は座長をお願いしておりますので、中川先生、よろしくお願いいたします。

座長(中川) それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。先ほど、事務局から説明がございましたように、今回は「千年の都・京都の美しい鴨川」というテーマで議論したいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

森谷先生からは、かつて平安京では鴨川などを水源といたしました生活用水としての水路網が整備されておりまして、このことが京都の暮らしと文化を支えてきたというお話がございました。また、いま事務局のほうから、時代の変遷とともに変化してきた水環境、あるいは景観の現状に関してご説明がございました。

こういったことを踏まえまして、まず水環境についてどのような課題があるかということから議論を始めさせていただきたいと思います。委員の皆さんが日ごろ、この問題について身近にお感じになっていることにつきましてお話をいただければありがたいと思います。どなたからでも結構でございます。田中さん、どうぞ。

田中委員 田中でございます。従来から川に関しては、防災、治水という大きなテーマがあったわけですが、最近、それとよく比較されるのが自然環境とのバランスです。極端にいいますと、防災、治水か、それとも自然環境かという二つを天秤にかけたような考え方が社会的にあるように思うのですが、豊かな自然環境が治水上非常に大事であると思います。

いま見せていただいた京都府の資料にも書いてありますが、降った雨が大地に消化しないで、悪い言葉ですが、下痢をさせてしまうといいますが、開発され整備されたコンクリート上を水路となって流れてしまう。洪水ピークがスピード化しています。治水の問題は後日の会合でまた出てくると思いますが、そこに自然環境が関連してくると思うのです。

西賀茂や上賀茂あたりの住宅開発がだんだん広がってきておりまして、田畑や森林地

帯がどんどん減っていきますと、いま申し上げたような現象が起きるわけです。それが、さらに上流にいて、森林で保全されている川が、林地開発という名目でなくなってしまうと、降った雨がドッと流れる。だから、自然環境の保全と治水は大切な関係にあります。

河川の中だけで対応や整備ではなく、「流域対応」という言葉がありますが、この流域対応というのは流域周囲の環境をどういう具合に保全していくかということですが、それによって随分、治水、防災の面にも影響してくるのではないかと思います。知恵をしぼってできるだけ緑の大地の保全をしておくことが大事ではないかと思います。

開発するとピーク流量が多く早くなり、そのために堤防を嵩上げするとか、河川を掘削したり広げたりしなければいけない。また、開発が進み、また河川整備をしなければならぬというふうになります。鴨川のような比較的短い河川でなおかつ都市を貫流している川は、特に流域対応が必要だと思います。

座長（中川） どうもありがとうございました。田中さんがおっしゃったように、鴨川の大部分を占める上流域の森林の保全とか、もちろん開発の問題もそうなんですが、前にお話ししましたように、結局、鴨川流域の水循環が非常に変化してきています。今日、京都自体が近代都市として発展する中で、京都市内の中小河川が次々と消えていって、極端な話、下水道という形に変わってしまったわけですが、これは生活上必要なものだとしても、一方で平常時に全然水がなくて、潤いのない川というか、枯れ川になっている。ところが、いまの都市構造からすると、洪水になると急激に出水して、下水道の水と混ざって汚水がそのまま市内の川を流れていくということで、都市は、水、川というものが軸とならなければいけないのにそういう形になっていないと思われま。

もう一つは、先ほど森谷先生がおっしゃったように、平安京をつくるに当たって、鴨川あるいは京都盆地の中の豊かな水を利用して河川、水路がつくられまして、それによって京の町の生活が潤っていたわけですが、いまは川と都市が何か切り離されたような状態ではないかと思います。昔は鴨川の水位がかなり高くなると、それが地下水を涵養する一つの源になり、逆に、地下水位が高いと鴨川にその水が出て潤すという形で、そういう中で地下水をどんどんくみ上げたりしますと、当然、地下水位が下がりますし、河川の流量にも関係してくるわけで、鴨川と京都盆地の水の関連性をよく考えた上でこれからの鴨川の整備について論じられなければならないのではないかと、私は考えています。

都市の構造もあるし、林地といったものの保全をどうやっていくかなど、まさに、流域

全体を含めた治水を考えていくことが非常に大事ではないかと思えます。

嘉田委員 嘉田でございます。せっかく、森谷先生に歴史的なことをお話しいただいたので、その方面のことを教えていただきたいのです。きょう古賀室長さんが出してくださった資料の3-3ページと、森谷先生にご提供いただいた「平安京の形成」という資料に平安時代の京都の主な河川を書いておりますが、いまの森谷先生のお話と、長い間、町全体にあちこちに川があったというお話を頭に置いた上で、私はどちらかというと、地域社会組織がこういう川の利用とか維持にどうかかわっていただろうかということが気になっております。

江戸時代までは「町式目」とかの中に、町組の中で掃除をすとか、溝に汚物を流さないというような項目が出てきますが、これは室町とか平安の時代もそうなのでしょうか。つまり、町組が水の利用をどうするかとか、大水、洪水のときにどう対処したかとか、水質を維持するのにどうしたかとか、そういう自主的な水の維持管理にかかわる母体があったのかどうかということです。それがいまにつながってくると思うので、少し教えていただけたらありがたいと思えます。

森谷委員 ご質問、どうもありがとうございます。先ほどもう少しご説明申し上げたらよかったのですが、この平安京のときの側溝の小河川ですが、このときには政府が非常に厳しく「溝さらえ」ということを言っております。昔から「京都の名物は門掃きとどぶ掃除」と言いましたが、私もついこの間までどぶ掃除をやっていました。土曜、日曜になるとどぶ掃除をやりまして、必ずビールで乾杯することになっておりましたが、だんだんそういう町内会の行事がなくなりました。その淵源をさかのぼると、平安時代のごく初期まで来ます。やはり「溝さらえ」ということを非常に厳重に言っております。きれいな清流が流れていて、洗濯ができて野菜とかを洗えないと側溝とは言わないようですから、非常に厳しくやっています。それぐらいの時期から始まったものが後のどぶ掃除、門掃きに来ているのではないかと思えます。

というのは、平安京の条坊制のときに住民のきちとしたネットワークができ上がっております。中世に初めて町共同体ができて町自治ができてきたという言い方をしたのですが、中世になってすぐにできたのではなくて、すでに平安時代の条坊制の中に住民ネットワークができ上がっていて、五人組というと誤解を招きますが、そういう隣保制がつくられておりますので、平安時代の原型が後々、鎌倉、室町、室町を過ぎてからもきちっとできるようになったのではないかと私は考えております。中世に突然できたのではなくて、

その核はすでに前からあったと考えたほうがいいのかと思っております。

嘉田委員 その条坊制の隣保組織が小さな小路の両側にあって、いまでも「両側町」というのが町の自治会の町名になっていますね。

森谷委員 はい。

嘉田委員 その町名は今の町名とかなり重なると考えてよろしいでしょうか。

森谷委員 いいですね。かなり重なっておりますし、現在の町内会は通りを中心にできていますが、平安京のほうはブロックでございまして、一町四方でできています。先ほど言いました、真ん中に通っている川、ここには出ていませんが小さな川がありまして、土手みたいなものかもしれませんが、その川を中心に二つの道がずっとあります。

それが路地に変わって、囟子に変わるわけですが、囟子は最初は隣組だったかもしれませんね。京都や大阪では「路地（ろうじ）」と独特な言い方をしますが、それが平安末期にありますので、平安末期ぐらいからそういう近隣の自治的な団結が始まったと。小路は12mありますので、親和感を持つには12mはちょっと広すぎますね。むしろ狭い道のほうが、向こう三軒両隣といいますが、そういうものが得やすいだろうと思いますので、そこから始まってだんだんふくれ上がっていったのではないかと思います。「京都の路地文化」とよく言いますが、上京区のほうに行きますと本当にしっかりしていますね。感心するぐらいですが、そういう意味でも、水を中心にそういうものができ上がってきたということを再認識する必要があると思いますね。

これまでたくさんの小河川をつぶしてきたわけですが、四条川というのは西大路の四条の北のほうにもありました。僕の友人がその大地主で、「あれはいつなくなったんだ」と聞くと、「京都市さんに聞いてくれ」と言われましたので、一度、聞かないといけないと思っております。西院のところにあったのですが、それが消えていく。あの時代だからしょうがないということはあると思いますが、「トロリーバスが消えるとともに消えた」と言っておりますが、そこにあった四条川は西大路まであったと言いますが、高度成長期の中でだんだんなくなっていったと思われまます。

中川先生もおっしゃいましたように、これから市内を流れる川というものは考えておかないといけないのではないかと思います。何でもすぐ暗渠にしてしまうのはちょっと問題ではないかと思っております。僕は西洞院川などは再生してもいいのではないかと思うぐらいです。非常にきれいな水が流れていると思いますので、市内に流れる中小河川というものを一度考えてみてもおもしろいのではないかと思っております。

嘉田委員 いま、町の中の川の話が出たのでその関連での意見です。かつての川が今、フタをされて見えないのですが、例えば西洞院川などは大事な川であったと思います。西洞院川は蛸薬師の堀川高校の東側のあたり、ちょっと角になっていますけど、そこから堀川のほうに流れていた。下は水が流れていますね。確か「カップパ研究会」の方たちがあの中に入り込んで撮影をした写真もありますが、今もまだ上流からのわき水が流れていてとうとうと水量がありますね。いま、京都市さんが堀川の再生なども考えていらっしゃるんですが、西洞院川なども再生を考えてもよい川ではないかしら、と思います。

森谷委員 ございますね。

嘉田委員 それから京都市全体で川の水量が少ないことが問題だと思います。鴨川は、毎秒 5~10m³/s だそうですが、琵琶湖疏水から何トンいただいているかということ 23m³/s で、鴨川の水量の 2 倍以上です。ですから、琵琶湖疏水から水をいただいているわけで、琵琶湖側としたら大変な水をお分けしているわけですけども、かつては疏水の水もかなり西の方まで流れていたものが、いまは一部にしか流れていない。そのような水量の再配分のことも含めて、川の回復ということが大事ではないかということ、改めて長い歴史的な軸で考えていただけたらと思います。

座長(中川) はい、どうぞ。

中村委員 いま、昔のお話を聞きましたけれども、京都の路地、うちの横は常磐井図子で「路地(ろうじ)」と言っていますが、その中に井戸がいくつもあります。ですから、飲料水として井戸を使うとか、ある川には廃棄物を流すとか、し尿を肥料にするのは日本人の知恵ですが、防火用水として使われていたとか、そういう川のいろいろな役割、水の使い方がきちりできていたのではないかという気がします。

この前もお話ししましたが、今はもうない私の家の横の小川も、堀川から出て堀川へもどき、その後西洞院川に行っていたと思うのですが、これを見ると、油小路と西洞院のあの狭い間に小川があったわけですから、相当、近場に流れがあったのだらうと思います。私は京都の町に網の目のような川をもっとつくってほしいという気がいたします。

森谷委員 ありがとうございます。小川は「こかわ」と言いませんか。

中村委員 私たちは「おがわ」と言いましたが、昔の屏風にはみな「こかわ」と書いてありました。

森谷委員 「こかわ」と「おがわ」で年がわかると言いますね。「こかわ」というのは古い言い方だそうです。そんなことを話し出すと、いくらでも時間がたちますの

でやめますが、裏に流れていた川というのがそうです。先生がおっしゃるように、その後に井戸ができて、両方使っています。あるときは井戸を飲料水だけに使って、洗濯は川ですというふうに使っていたようです。水も全部、川のほうに流していくということで、ちゃんとできていたようですね。それがあるときに消えていく。残っているところもありますが、路地を見ていると、まだ残っているなあと思います。

中村委員 明治に、京都市に水道ができるようになってから井戸がなくなったのですね。

森谷委員 よくご存じですね。そのとおりです。逆に、井戸を全部止めていったのです。

中村委員 上水道にしてしまったわけですけど、惜しいなあと思います。

森谷委員 そうです。というのは、上水道を使ってもらわないと京都市も困りますので、それで井戸はだめだと。こんなことを言っているのかどうかわかりませんが、冗談の話ですが、「一度、コレラが流行してくれないかな。そうなれば、一気に上水道の使用量が増えるのに」と。そういう話があったそうですから、明治のときは大変だったと思います。もう一つは、上京のほうの水が変わったということがありますね。金気が多くなったらしいです。なぜ多くなったのかわかりませんが、水質が悪くなって喜んだという話もあります。「これで上水道の使用が増えて儲かるぞ」という感じですかね。

そういうふうに、井戸水と川はきっちりしておりまして、右京の話をするともた1時間ぐらいかかるのでやめますが、右京のほう地下水が豊富で、西大路四条の西院のあたりの旧地名は「小泉」と言います。ですから、小泉がものすごく湧いておりまして、その川が南に流れているというお話を伺ったことがあります。それが桂のほうに行くのか、どこへいくのか知りませんが、南のほうにずっと行っていったらしいです。そういう循環系がどういうふうになっていったのかというと、西院の小泉の水は、芹田にいったという説もあるんです。

中村委員 いまの梅小路公園のあたりですね。

森谷委員 そうです。

中村委員 やはり、いま芹がよくできています。

森谷委員 そうですか。

中村委員 あそこに水の流れを復活してもらったらと思います。芹がよくできていますよ。

森谷委員 それです。その芹田というのが日本一だというお話を聞いたことがございます。ちょっと、本当に考えないといけませんね。

座長（中川） ほかに何かございませんか。

西村委員 川というものをとらえて、いろんなことをきちっとしていかないと、水の美しさは守れないということを実感しております。先ほど、昭和10年の京の鴨川の位置づけとかいろいろ書いてあるのが目に入ったときに思ったことですが、実は昭和13年に出た京都市観光課の『サービス読本』というものが出てきまして、それをじっくり読んでいたんですが、昭和13年というとまだ戦前ですが、その中には、「京都は文化都市、精神都市、そして世界に向けた国際観光都市である」ということで、「精神性」ということが書いてあったんですね。いま何とかしないと、京都の街の真ん中に流れる鴨川の問題は、京都に住む人とか、子供たちの教育、すべてにかかわると思います。

それで、私たちは「京都のもてなし」ということで、いろいろなところから注目を浴びて質問されるのですが、「京都のもてなし」と言われるのは、人の生き方とかそういうものが洗練されている。洗練されているとはどういうことかということ、言葉どおり「洗い練られる」ということです。そういうことが、今必要ではないかと思います。

また、先ほど、先生が「四神相応」のことをおっしゃいましたが、日本の文化、京都の文化という点で、陰陽五行、木火土金水という自然のサイクルのどれ一つが欠けても自然が破壊されるわけですが、その中でも一番大事なものは木と水ではないかと思います。

それと、景観ということでは、「昭和10年の改修について」と書いてある左に載っております鴨川の室外機の写真などを見ると思うのですが、鴨川は木屋町界限とかは規制がありますが、東側に関してはネオンがあったりして、規制がないのです。ですから片方だけでは片手落ちで、兩岸の美しさ、兩岸だけではなくて背面、上空、すべてのところからとらえて京都の街の美しさがあるのであって、それは住んでいる人の美しさでもあると思います。いま、水の問題についてご意見がいろいろ出ているわけですが、これをこと細かに討議し続けて進めていくことがいかに大事かということを実感しております。

座長（中川） どうもありがとうございます。

杉江委員 「鴨川を美しくする会」の杉江でございます。鴨川の歴史をたどると奥が深く、すごいなと思っております。手前どもは河川愛護団体として40年ほど活動をさせていただいておりますが、以前に比べるとすっかりきれいになってきたのと同時に、河川の汚濁につながるような施設が減るなど環境変化が出てきているのも事実だと思いま

す。

そこで、事務局のほうで、各先生方の時間調整も踏まえて、一度、源流から下流域まで同じ目線で現場を見たらどうかと思います。同じ目線で見てそれぞれの立場から、ここはこうしたほうがいいのではないかとか、ここはこのままでいいのではないかとか、今後の環境とか治水問題、また利水関係に生かしていったらどうかと思います。

それと、京都市さんが、近々、北大路橋を改修されますが、私が思うには、北山と北大路のほうは、半木の道というのが約40年近い歴史を持ってありますし、北大路から葵橋に向かって、特に左岸は民地もかんでいる状況もありますし、師範桜も結構、老朽化しておりますし、そういったことも踏まえて、一度、河川管理者のほうで整備検討していただきたいと思います。

それと、ちょっと気になっているのは、ここにある「一般募集意見」にも出ておりますが、いまの納涼床についてですが、以前は京阪電車が屏風になっていて床の下の室外機などはそんなに目立たなかったのですが、京阪電車の地下鉄開通や「花の回廊」ができてからかなり目立っております。鴨涯保勝会の森川前会長の時代に、鴨川の会、鴨涯保勝会、地域住民とで、確か地球温暖化防止京都会議の前の年だったと思いますが、世界各国から関係者が多数京都に来られるので、地域住民も協力するから、京都土木さんもきれいな環境が整うように力を貸してほしいということで、その当時、京都土木事務所に要望書を出させていただいた経緯があったと記憶しております。特に、納涼床というのは、世界でもこの場所しかなく、確か400年以上続いていると聞いております。いまの環境に合った景観づくりも大切ではないかと思っております。以上です。

座長（中川） どうもありがとうございます。新川先生、何かございませんか。

新川委員 きょうは勉強になってばかりで、あまり貢献できていないのですが、都市と水といいますか、都市を建設することと水との関係は洋の東西を問わず、いずれも都市に必然的な水路計画が歴史的には必ずあったということで、それは日本でもそうですし、中世以降のヨーロッパでも同様でした。

ポイントは、そのときの水と、水にかかわる文化をそれぞれの都市がどういうふうにとらえてきたかということが重要な問題の一つであろうかと思います。日本の場合、特に京都では、ほかのどことも違った水にかかわるいろんな文化ができ上がっているなと思います。それは、特に、井戸水を利用していた京都の暮らし方が大きかったのだらうと思いますが、今日おいでの皆様方もそうですが、衣食住にかかわる水の文化が、深くこの都市の

水とかかわってきた。このあたりが、特に京都の特色として大きいのかなというふうに思っていました。

もう一つ、別のポイントでお話をさせていただきますと、京都の場合、その後もやや機能的に都市の水文化を維持しつつ、都市の外観といいますか、街の形が近代都市になっていく中で、従来使っていた水というものを、どんどんと中心から端のほうに追いやってきたという歴史があるような気がします。これは明治以降の都市計画がそうだったわけですが、けれども、道路や橋は都市をつくるときの大本であると言われているわけですが、もう一方では、水の流れ、特に下水は末ということで一番後回しにされるという歴史がありました。水まわりに対する認識が非常に遅れていたのではないかということが、個人的な印象としてはあります。

もちろん、近代都市の建設の中で今日の京都の発達がありますから、この発展そのものを否定するわけにはいかないわけですが、もう一方ではこうした巨大な人口150万近くの京都市やその周辺の発達が、こうした伝統的な水の文化と、比較的中規模程度までの都市で可能であったような循環系を、捨てざるを得なかった部分というのが大きかったのかなという印象を持って、いまお話を聞いておりました。

そういう点で、どこまで最初の第一ポイントの「都市の水文化」のようなところに立ち戻れるのか。物理的には難しい面がありますが、そうしたものをできるだけ目に見える形に組み立て直していく。そして、そうした都市の水文化をきちんと次の世代に継承していくということは、多くの方からご指摘があったとおり、重要なことであろうかと思えます。

そして、もう一つの近代的な都市建設という観点でも、いろいろと新しい技術的な工夫もできるようになってきております。むしろ、そうした水循環をトータルに考え直す、特に都市的な生活を支えられるような、しかし近代工法を超えた水循環の仕組みといったものを、いろいろ試みってみるべき時代に来たのではないかと思いながら、お話を聞いておりました。

最後の点で何が言いたいのかといいますと、実は鴨川の本川部分だけの話をしているにもかかわらずなかなか議論が進まないですし、本川に入ってくる小河川の話だけしている、恐らく議論は進まないですから、もう少し面的にといいいますか、空間的にこの鴨川を取りまく地域のつくりそのものを、議論していかないといけないのではないかということをつくづく感じながらお話を聞いておりました。

田中住職さんがずっとおっしゃっているように、これは上下流域のトータルな問題もそ

うですし、局所的に見ましても、都市であれ農山村部であれその空間全体の中でもう一度水の位置を考え直す。それをユニークな形でこれまで解決をしてきた京都の暮らし方があるわけですから、21世紀の間にそれをもう一度実現できるようなビジョンを持つことが、多分ここでの議論の大きな方向づけではないかと思えます。

座長（中川） どうもありがとうございました。

ここで10分ほど休憩させていただきたいと思えます。きょうのテーマの一つであります鴨川の景観、鴨川から連続した京のまちの景観、そういったことにつきましても、休憩の後にいろいろご議論を願いたいと思えます。それでは、4時50分まで休憩させていただきます。

（ 休 憩 ）

（ 2 ） 一般募集意見紹介、参加者からの意見聴取等

座長（中川） それでは、時間でございますので、議事を再開させていただきたいと思えます。

最初に、本日ご欠席の委員の方のご意見を事前に伺っているということでございます。また、前回、時間がございましたのでご紹介できませんでしたが、府民の方々からもご意見をいただいているようですので、事務局のほうからそれらを紹介していただきたいと思えます。

事務局（古賀） それでは最初に、きょうご欠席の金田委員、村田委員、吉澤委員のお3人からあらかじめご意見を伺っておりますので、お手元の資料に基づき、私のほうからご紹介させていただきます。

金田委員からは、前回もお話がありました、先ほどの「文化的景観」という考え方で、「鴨川については、平安京造営以来、京都の人々の暮らしと深いかわりをもつ川であり、例えば、高野川合流付近の糺の森と一体となった景観、出雲路橋から見る北山と一体となった景観など、十分文化的景観としてなり得るものと考えられ、そういった観点で検討を進めていってはどうか」というようなご意見、あるいは、諸外国の例を挙げられて、景観に関して「地域住民が主体で行政や学識経験者がオブザーバーとして参画する地区委員会を設け、地域のまちづくりや景観形成を進めていく枠組みがあり、見習うべき点が多く、こういったことも今後考えていくべきでは」というご意見をいただいております。

それから、村田委員からは、先ほども少し話題が出ておりましたが、「鴨川の東岸沿い

にネオンサインを掲げた店舗やホテルといったものが鴨川の景観を著しく阻害している。こういったものはしっかりと条例等で規制していくべきだと考えます」と。それから、「北山のほうでもところどころ高いビルがあって非常に違和感を覚えます」というようなご意見をいただいております。

吉澤委員からは、「景観を考える場合、美しい景観を保つことばかりに目が行きがちですが、目に見えない部分での川の果たす役割にも注目する必要があります」と。それから、「鴨川の過去の歴史とか、きれいな部分だけではなく、死体遺棄の場、刑場として使われてきたという経緯、そういったことも踏まえて、人間の営みなど多角的な視点から景観問題を考えることが重要ではないか」というようなご意見を伺っております。

以上が、今日ご欠席の委員からの意見でございます。

それから、一般募集の意見でございますが、資料をお手元に配らせていただいております。これは前回の懇談会、あるいは我々のホームページ上で意見募集をしたものでございまして、環境関係については1～3ページでございます。その中で主なものを紹介させていただきますと、「市街地の河川とはいえ、河川本来のあるべき姿をできるだけ残してほしい」とか、「人中心の環境づくりよりも、あらゆるものの共生できるところをつくるべきではないか」といったご意見をいただいております。それから比較的多かったのが、「産廃とか不法投棄について非常に心配である」というご意見です。

次のページは水質についてでございますが、「30年前に比べると非常にきれいになった」というご意見もあれば、「最近でも、歩いているとまだ臭う」というご指摘もございます。それと、動植物については「もっと鳥が多く生息する川」、あるいは「きちんと整備するのではなく、雑草なども残す必要を感じます」というようなご意見もいただいております。

景観については3ページにございまして、先ほどもありましたように、「建物の高さの制限が必要ではないか」といったご意見をいただいております。以上です。

座長（中川） ありがとうございます。ただいま、欠席された委員のご意見、並びに一般の方々の意見の紹介をしていただきました。

いま紹介がございました意見も踏まえて、引き続き議論をしたいと思います。それでは、お気づきの点、ご意見等がございましたら、どうぞ。

田中委員 景観問題は流域の場所によってさまざまな特徴があるかと思えます。市街地における都市河川は都市河川の景観環境があり、田舎の川は田舎の川の景観環境があり、そしてさらに上流に行くと、森林河川は森林河川の景観環境があると思えます。

ちょっと、ここで事務局の方にお尋ねしたいのですが、確か1987年だったと思うのですが、旧建設省のときに、鴨川が「ふるさとの川」に選定されたと。間違っているかも知りませんが、私はそう記憶しております。このふるさとの川というのは、全国でもそんなに何本も選定されていないと思うのですが、この概念というのはどうでしょうか。

私は個人的には、ふるさとの川というのは、ふるさとの童謡とか田舎とか生まれ故郷とか、そういう郷愁めいたといいますか、昔の川づくりというか、そういう面も概念としてあるのかなと思います。もちろん、鴨川のような市街地の大きな河川の中にはそれなりのふるさとの川としての概念があると思うのですが、そのあたりを教えていただければありがたいと思います。

事務局（古賀） これは「ふるさとの川づくり」という事業名でございまして、当時、建設省のほうからそういう指定を受けまして、先ほど申し上げた「花の回廊」の整備をしたものでございます。全国的な数というのは、私どももよくわかりませんが、京都府の中でも5河川が指定されております。もちろん、それは京都市域だけではなく北部のほうの河川もありますが、そういったところでも地域に合った利用、あるいは周辺の景観に合ったような整備を進めているものでございます。

田中委員 ありがとうございます。

嘉田委員 少しお伺いしたいのですが、きょう京都市のほうで「京都市防災マップ」を配っていただいております。今年の3月でしょうか、ようやくできたという感じで、大変ご苦労なされたと思うのですが、これをどのように市民に配布をして、市民の方からはどんな反応があったかということをお伺いしたいと思います。

具体的に、よかったという反応と、困るという反応、特に「困る」というのは、土地の開発業者さんなどは「地価が下がるのではないか」とか、あまり住民の方からは「怖いことを言ってくれては困る」とか、そのあたりの反応があれば教えていただきたいと思えます。もし、いま資料がなければ次回でも結構です。と申しますのは、こういう情報が住民の方からどう受け止められているかということを考えることが大変、大事だと思うものから、少しご質問させていただきました。

座長（中川） はい、どうぞ。

京都市（消防局防災危機管理室 川崎防災課長） ただいまの「防災マップ」の件についてでございますが、京都市内の各ご家庭には市民新聞の折り込みで配布しております。いま、お手元に配布しております「防災マップ」は「冊子版」と呼んでおりますが、

京都市全地域、全区の分がついております。この「冊子版」につきましては、広く市民の皆様にお配りするというのではなくて、地域の自主防災組織あるいは各行政機関等々に、水害、震災のときに地域ぐるみで考えていただくことを目的として配布したもので、広く市民の皆様にお配りしているものではございません。

それから、これを配布いたしました反応ですけれども、先生からご指摘がございましたように、「こういうものを配ってもらっては困る」というような意見は1件もございません。配布するまではその点も大変懸念していたのですが、実際に配布いたしますと、いまのところかもしれませんが、困るという意見は聞いていないというのが現状でございます。

座長（中川） よろしいですか。

嘉田委員 逆に、「よくぞ配ってくれた、活用している」というご意見はどうでしょうか。

京都市（川崎） いまのところ、「活用している、大変よい」という意見も直接入ってきていないのですが、市民の方から「私にもいただきたい」「もっと欲しい」という声は多数入っております。

座長（中川） はい、どうぞ。

中村委員 4ページのところに、何ミリの雨のときにはこうとか、細かく書いてありますが、こういう警報はテレビとかラジオでどんどん市民に通知されるものなんでしょうか。先ほど自主防災の立場でとおっしゃいましたけれども、一般に通報はうまくできるものでしょうか。まだ、京都でそういうことをあまり聞いたことがないのですが、いよいよ梅雨のシーズンに入りましたし、異常気象も心配されますので。

それから、鴨川の真横に地下鉄がありますが、あそこに水が入らないような何かそういう手だてはきちっとできているのでしょうか。市民はそういうことがあまりわかっていないような気がしますので、お教えください。

京都府（土屋） 鴨川の洪水に関して、市民にどういうふうに情報が行くかということですが、私どもの対応としては、大きな雨が降って一定のレベルの水位になると、指定水位ということでいろいろな準備を始めます。それから、例えば高水敷に上がる少し手前ぐらいの警戒水位になりますと、消防局等々にご連絡をして出動していただくことになります。行政内部ではそういう連絡があります。

さらに、実際に水位が上がってきてからでは間に合わないということがありますので、鴨川の場合はせいぜい20kmぐらいの川ですから、大体3時間か4時間ぐらいで雨の予報を

使って洪水の予測をする「洪水予報河川」ということになっております。それで、一定の危険な状態が予測されますと、気象庁と私どものほうで、この洪水予報をNHKやKBSなどの報道機関にも連絡をします。報道機関は洪水予報等を流す一定の義務を負っておりますので、基本的にはそういう報道機関、電波を使った情報伝達が一つございます。

それからもう一つは、京都市さんの消防防災部局の中で、各自治会その他、いろんなネットワークを持っておりますので、そういうネットワークを使った情報伝達があり、これら二元的な伝達になろうかと思えます。

座長（中川） よろしいですか。

中村委員 鴨川の横の地下鉄については。

座長（中川） はい、どうぞ。

京都市（中島） 「ゼスト」という地下街がございますが、昨年、鴨川が増水したときに、水が来たらどうなるのかということがございまして、早速、私ども関係部局が集まりまして検討したのですが、構造上、止水板が設置できない形になっておりまして、地下鉄まで一気に水が行ってしまう恐れがございます。それで、物理的には止水板を設けていく必要があるということで、今年度から順次、整備していこうと考えております。そして、避難誘導も大事でございますので、訓練をしたり、あとは当面、土嚢を積んで止める必要がございますので、そういった訓練とか、関係部局でそういう体制を取っていこうということで、昨年からは始めているところでございます。

森谷委員 前から気になっておりますのは、先生方も、おいでになっている皆さん方もそう思われていると思うのですが、鴨川の兩岸の景観の問題です。私も「花の回廊」がなかなかよいので、外国人の友人が来ますと、行ってもらうのですが、帰ってくると「花の回廊」の反対側、西側に当たるところのことですが、「西側のあれは何だ」と言うのですね。「『あれは何だ』とはどういうことだ」と聞いてみると、「ビルの冷房装置や暖房装置がむき出しになっている。あんな馬鹿なことはない。何とかならないか」と言うのですね。確かに言われるとおりで、本当にひどいものです。

そのとき「お化けみたいなものがボンボンある。ああいうものが制限できないのか」と言われて、「制限できないことはないけれども、ビルをつくられた方の考え方もあるし、ご負担もある。でも、それはきちっとしてもらわないといけないな」と言ったんですが、そこは川の近辺というよりも、もう少し下がったところのビルまで見えますが、それはひどいものでございますので、これを何とかする方法はないだろうかと思えます。

嘉田委員 この写真ですね。これは一部ですけれども。

森谷委員 ええ。2-10ページに写真がありますが、もっとひどいところがあります。ひどい場合は、何かマネキンが置いてあるような感じがします。屋上ですから何か置いているのですが、そういうものが無造作に置いてあります。ですから、2-10ページの写真どころではなくて、屋上のほうにもっと大きいのがあります。確かにそうでないと、ビルの冷房や暖房はできないと思うのですが、それをもう少し工夫して、何とかする方法がないかと思います。あるいは、ご負担がかかりますが、自覚されて自主的にやっていただくことが一番いいと思うのですが、世の中そうはいきませんので、京都府さん、京都市さん両方で考えていただいて、やってもらう必要があるのではないかと思います。「これはひどい。なぜこんなに美しいところにこんなものがあるんだ」と言っていました。「いや、上まで目が届かないんだ」と言っていたのですが。本当にひどいものがありますので、これは一度考えてみたらどうかと思います。床は床でよろしいのですが、2-10ページは下のほうのこれも冷房装置ですね。

嘉田委員 そうですね。冷暖房ですね。

森谷委員 冷暖房ですね。これは河原のほうに置いてあるのですが、上のほうにあるものでひどいものがあります。何でもかんでも一気にできませんので、一つずつ解決する方法で、まずこのあたりで業者さんの協力も得て、「鴨川で飯を食っているのだから、一緒にやろうじゃないか」ということで、考える必要があるのではないかと思います。

西村委員 常々思っていることを言っていたいたのですが、うちも木造で、木造に合う電化製品を使いたいのですが、現実にはないですね。結局は、個々で一つずつ対応しないといけないような状態です。いまいい提案をしていただきました。例えば1個ずつつくるにはお金がかかりますが、多くのものをみんなで作れば単価が下がりますので、そういう提案を具体的に進めていただいたらと思います。電化製品については常々そう思っております。

鴨川の床に関しては、床をやっておられる方の意見としては、合うものがないので、現状はそういう電化製品を使わざるを得ないということと、あと対岸ですね。お客様が来て床に行ってもらったときに、床下の室外機は見えにくくても、対岸がひどいです。木屋町とかそういうところばかり規制して、対岸の景観に全然そういう規制がないので、両岸をあわせてきちりしてほしいということです。

森谷委員 なるほどね。いまの西村さんのお話を聞いていると、京都全体がそ

うかもしれませんね。ビルがみなおかしいと。そういうことですね。

西村委員 ええ。うちもいま建て替えていますので、まずそれにすごく苦心しています。景観に合うものを置きたくてもないのです。特に大量生産の電化製品については、日本の美意識はどこに行ったのかと思うぐらい、機能優先で美的なものがまったくないです。

森谷委員 これは電機会社にも頼まないといけませんね。

西村委員 だから、便利で美しいものを京都から発信していただけたらと思います。

嘉田委員 景観の合意というのは大変難しいと思います。ちょうど今年から景観法や文化財保護法の文化的景観というのが施行されることになったわけです。景観法というのは精神法ですね。具体的にはそれぞれの自治体なり団体に決めなさいということなので、これを後ろ楯にして鴨川の景観づくりを盛り上げていくような方向はないでしょうか、ということをごぜひとも提案したいと思います。

さまざまな環境改善や保全には、罰則を設ける方法とほめる方法の両方があると思うのですが、この景観法はぜひともほめる方法で、鴨川の美しい町とか、うまく川べりを処理しているような家並みなどを市民みんなで探して、そういうので点数つけか何かをして、「鴨川は美しいでしょう」というようなところを市民参加で出していくというような形などひとつの提案です。かなり手間はかかるかもしれませんが、せっかくですから鴨川の部分景観、あるいはある程度の領域景観も含めて、何か動いていける方法はないでしょうか。そういうことが前から気になっていましたので、提案をしたいと思います。

座長（中川） 僕はそれについてはあまり知らないのですが、法的に規制されるというのは、おっしゃったように、本当の規制はできないわけですね。京都なら鴨川周辺を第一種の風致地区にするとか、何か新しく文化景観地区という構想になるかどうかはわかりませんが、行政が主導で、地区住民とか学識経験者が入って、そういったことを実行可能にするための協議会というか、そういうものを立ち上げていって進めていく。そういうことを強力に進めることが必要ではないかと思います。

いまのビルの問題とか、冷暖房の問題とか、そういうことは景観全体として見れば非常に障害する要因ですが、それをどこまで規制するかということについても議論されることが必要だと思います。ただ、姉小路とかそのあたりでやっていますが、実質的な規制はなかなか難しい面があると聞いています。

中村委員 鴨川の東山側は屋根の色とか高さとか、いろいろ規制があったように聞いておりますが、京都の景観を考える場合に、「何々界限」ということで一つの地域を指定して、そこでいろいろ規制をしたり、努力をしたりという方法がありますので、「鴨川流域界限」とか、何かそういう方法で景観委員会のほうに上げていったらいいかもしれないなど、いまお聞きして思いました。

座長（中川） 嵐山はそうですね。

中村委員 そうですね。今度、東本願寺とか何とかおっしゃっていますね。

座長（中川） はい、どうぞ。

京都市（都市計画局都市景観部江田景観企画課長） 京都市の都市計画局でございます。ただいま、鴨川沿岸の景観についてお話がありました。今回、6月1日に景観法が施行されたわけですが、この法律は、京都市の「市街地景観整備条例」という条例をモデルとしておりまして、これと似通った骨格を持った法律でございます。

これからの京都市の取り組みですが、せっかく国のほうでこの景観法という法律をつくらせていただきましたので、京都市がすでに行っている条例の枠組を法律に移すという作業を行うのですが、「それだけでは足りないだろう」という皆様のご指摘もございまして、そういう認識を持っております。そこで、今年度から、さらに景観の制度を見直すということで検討を進めてまいりたいと思っております。

今回の景観法は、先ほど事務局のほうからご説明がありましたが、鴨川の関連では、景観重要公共施設ということで、京都市でこれから景観計画を策定するにあたり建物の規制だけではなくて公共施設の部分、河川や公園、道路といったものについてもいろんな整備について配慮するということが可能になっております。したがって、こういった河川景観と沿岸の建物を一体的に考えて景観形成していこうという、その枠組みができているというふうに認識しております。鴨川の景観は京都市にとって非常に重要なものだと思いますので、これについても何らかの手立てができないかということを考えていきたいと思っております。

鴨川沿岸につきましては、実はこれまでもいろいろ規制がかかっておりまして、例えば、葵橋から北のエリアなどは風致地区がかかっておりまして、それで一定守られている部分もあるかと思えます。それから、その南に下がったところにつきましても、風致地区と同時に美観地区、これも鴨川美観地区というのがすでにあるので、沿道の高さやデザインも実際に規制をしているのですが、景観が難しいのは、近くだけではなくて遠くま

ですって見えてしまうということで、沿岸だけではなくて、その先の河原町などのビルも見えてしまうという非常に難しい問題があります。

これも、今年度からですが、京都市では眺望景観についても守っていこうということで取り組んでいきたいと思っております。鴨川の東から西、西から東を見たところをどういう形で選定するのかというのは今後の話ですけれども、そういった見えがかりみたいなものについて何か手立てができないかということは、恐らく議論に上っていくものだと思います。以上です。

座長（中川） どうもありがとうございました。それでは、ほかにお気づきの点、ご指摘の点がございましたら、どうぞ。

新川委員 いま、都市計画のほうでお話いただいた点に関連しますが、すでに30年ぐらい前でしょうか、全国の自治体で「清流を守る条例」というのができたことがありました。高知県の四万十川とかが有名ですが、宮城県の広瀬川で最初の「清流を守る条例」ができて、ここは都市河川ですが、河川沿いの景観保全をおやりになられました。何をやられたのかというと、河川沿いの建物の構造、壁面、前面の植栽についての規制をかけられました。もちろん、全面的にうまくいっているわけではないのですが、それによって河川の景観が守られてきたというふうに評価されております。何も新しい法律を待つ必要もなく、やるべきことはたくさんあったかもしれないと思っております。

大事なのは、これからどうしていくかというときに、先ほどもお話がありましたように、いまのシステムですと、建物のデザインとか彩色といった構造的な部分ではいろいろとコントロールができるわけですが、もう一方では、実際に現地に立って見たときに、そこから見える建物の姿とか色合いとか、あるいは植栽などについての具体的な基準をどこまで作り上げられるかということに、大事なポイントがあるような気がしております。もちろん、規制ができることとできないことという限界はありますが、本当はかなりきめの細かいデザインの、ある種のガイドラインをきちんと示していくことがいま求められているのではないかと思います。

いまは「これをやるな、あれをやるな」という話はあっても、「こうしましょう」というデザインがない。そちらの問題のほうが大きいわけです。ところが、鴨川周辺は伝統的に昔ながらのデザインのイメージを多くの方が持っておられるということがあります。それを制度の形にしていく、デザインのガイドにしていくというような発想がそろそろ必要なのではないかというふうに思っています。

ですから、既存の風致地区にしましても、いまの美観地区、あるいはその他の修景地にしましても、結局、現状は残せますが、一方で現状の基準に合わせて新しいものができる、それは全くその地域の景観に合わないものしかできないということになってしまいます。ですから、もう少し具体的、個別的な一つ一つの土地の風景を大事にした制度設計を考えていく必要があるのではないかと考えております。以上です。

座長（中川） どうもありがとうございました。その「清流を守る条例」では、どのような形で規制をかけているのでしょうか。

新川委員 実は都市計画法と衝突するところもあるのですが、一応、規制ができるような条例にしておりまして、上乘せの形で規制をしています。それから、あわせて水質の総量規制もやっております、広瀬川の場合は、一定の流量、水質を確保するということとあわせてできております。

座長（中川） それを実現するまでのプロセスとか組織とか、それはどうなっていたのですか。

新川委員 30年前にできましたので、私も現場にはいなかったのですが、当時の市長さんの強いリーダーシップと、市民あげて、「とにかくこの川を守らなければ」という意識が大変強かったと聞いております。実質、条例でいくら規制をしても、守ろうとしなければいくらでも壊れるわけです。特に強力な罰則も何もありませんので、破ってしまうと思われる方は破れるわけですが、これまでのところは、植栽にしても比較的よく守られていると聞いております。ただ、実際にお住まいの方からは不満があって、例えば、樹木については、何メートルの高さを維持しなさいとか、一定間隔に1本は必ず樹木を確保しなさいとか、そういうことになると、維持管理のほうが大変だということで不満は出ているようです。

座長（中川） どうもありがとうございました。

田中委員 いま広瀬川のことをいろいろお話ししていただいたのですが、私も一つ付け足しておきたいのは、いま、仙台市が「100年の杜構想」というのをやっております、あそこは“杜の都”と言われているところで、一昨日も仙台市に住む方とお話ししたところで、「条例が制定されて、皆さんと行政とはいまどういう状況ですか。何か変化が起きましたか」ということを聞きますと、やはり変わってきたとのことです。というのは、住民と行政が共有できる意識とか知識の広がり加わってきたとのことで、だから、お互いにわからなかったこと、言い合えなかったことなども接点を見つけて、パートナー

シップというのでしょうか、そういう形で進んできていて、市民の川に対する考え方もすごくレベルアップしてきたということで、そういう意味では、非常にプラスの面が大きいと言っておられました。住民の中には規制による不満はあるけれども、どうあるべきかという川に対する学習といいますか、そういう意識は随分広がったと聞いております。

同じ県の成瀬川という川で、いま条例に向けての運動があるということで、これもやはり住民の人たちの声が挙がっているということのようです。

座長（中川） どうもありがとうございました。例えば、鴨川を美しくする、それを維持、保全するための基本的な理念や目標をみんなが共通で持つための一つの運動というのか組織体をつくってそれで進めていくということでしょうかから、今おっしゃったようなうまくいっている事例についても、それが成立したいろいろな過程をよく調べて参考にさせていただくということで、行政側にもそういう点をぜひお願いしたいと思います。

大変、熱心なご討議が続いていまして、話は尽きないと思いますが、今日に限らず、また次回以降にこの課題についてもいろいろご意見を述べていただければありがたいと思います。

時間の制約もございますので、このあたりで、本日ご参加いただいている一般の方々からご意見をいただきたいと思います。発表に当たりましては、事務局のほうでお配りしております留意事項をお守りいただき、できる限りきょうのテーマに沿った内容について、鴨川の未来像というものを見据えた建設的なご意見を賜ればと思いますので、ひとつよろしくお願いいいたします。それではどうぞ。

一般参加者 私は京都の北区で生まれまして、この方70年ばかり北区に住まいしております。そして鴨川をこよなく愛する市民でございます。先ほどからの各先生方のお話で、景観に関することは出尽くしたと思いますので、私は原点である鴨川自身を見てみたいと思います。

まず、鴨川両岸の歩道といいますか、道に関しては、高齢者事業団の方々に毎日、上から下まできれいに清掃していただいているので、非常にきれいです。願わくば、もう少しゴミ箱の設置箇所を増やしていただければ、我々市民も拾ったものをすぐに持って行って捨てることができますと思います。しかし反面、川の中を見てもみると、空き缶は言うに及ばず、極端な場合は自転車、バイク、車のタイヤ、流木といったものが散乱しております。私たちは川の景観もすばらしいと思いますが、川の中の水、流れといったものを非常に尊重している次第でございます。

そして、ひところは野鳥の会の声などもあって、ここ5年ほどは、中州や寄州はあまり撤去しておられなかったのですが、去年の秋の出水以来、今年にかけて、各川の要所要所にブルドーザが入り、均しています。川に入ったブルドーザは、川に溜まった土砂は一切出さないで、均すだけです。もちろん、河川の管理というものは大水に備えた対策をするわけですが、最近のように、 $5\text{m}^3/\text{s}$ とか $10\text{m}^3/\text{s}$ の流量ではほとんど流れがありません。あのどんどですら1カ所ぐらいしか水が落ちてないという極端な場合があります。

私は川が好きですから、きょうもここへ来るときにわざわざ遠回りして、四条河原町の南座の前から五条大橋まで、河川敷を歩いて来ました。きょうは雨が降っていますが、それでもほんのわずかです。川の流れと言えるようなものではありません。むしろ、少々中州や寄州があって、流れが集中しているほうが川の流れのような気がします。

それと、京都の鴨川、京都の者は「我が一番えらいんだ」というような気がするのかと思います。先ほど言われた、杜の都と言われる仙台の広瀬川の例は、我々市民の耳にも入っております。

それと、最近の工事と言えば、すぐにブロックやコンクリート、セメントといったものでやってしまうので、外観は非常にきれいに見えますが自然的ではありません。また、神奈川県だと思いますが、酒匂川あたりでは木工沈床といって、大規模に木の枠組みを組んで沈床をつくっています。そういう具合に、京都はむしろ遅れているのです。神奈川県は4、5年前に木工沈床を大々的にやって、テレビでも放映されました。京都の場合は、特産の北山杉の間伐材を使用すれば産業にも役立ちます。京都で「水フォーラム」があった前の年に、出町のところにお粗末な木工沈床を少し作っていますが、いほどのものではありません。セメントやブロックで固めたものばかりではなしに、京都の特産の北山杉の間伐材を利用した木工沈床などをすれば、もっといいものができると思います。

語り尽くせないことはまだまだありますけれども、時間の関係もありますので、私の話はこれで終わります。

座長（中川） どうもありがとうございました。もうお一方。はい、どうぞ。

一般参加者 私は京都市北区の上賀茂に住んでおります。38年目になります。現在、「地域の環境をよくする会」というのをつくってやっている中で、鴨川の上流の清流を守ろうということで取り組んでいます。

この資料にもありますように、3-9ページの出合橋から3-8ページの柵野堰堤にかかるところで、一般の意見にもありますように、産業廃棄物の処理場が何箇所かあります。ひと

いところでは、この施設が川の幅を狭めるという状況まで起こっているところもあります。将来、何とか子供にきれいな鴨川を残したいという立場から思うのですが、この処理場の業者の立場も考えて、鴨川の流域以外のところにこの施設を移転してもらおうということで対処してもらえないかと思います。業者の立場もありますので、一方的なことだけではだめですが、現状はそういうことです。

僕たちは毎年、その状況をウォッチングして変化を見ていますが、特に上流域のこういうことが水質保全などにも影響しているという専門家の声も聞いたことがありますので、きれいな鴨川を残すために、ぜひお力添えをお願いしたいと思います。

座長（中川）どうもありがとうございました。

ほかにもいろいろご意見があると思いますが、時間の関係でお2人とどめさせていただきたいと思います。その他にご意見がございます方は、配布されているアンケート用紙にご記入いただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

（3）まとめ

座長（中川） 時間もまいりましたので、本日のまとめをさせていただきます。

景観や水循環といったことについて、委員の方々からたくさんのご意見をいただきました。鴨川の水循環、水環境といった問題につきましては、京都の街の中の川あるいは水をどう回復するか、また京都盆地の特徴である貴重な伏流水、地下水が存在しておりますので、そういうことも含めて、水の連続性の観点から考えていかなければいけないのではないかと思います。

そういった健全な水循環を保全・再生し、また、京都の地下水を守るということ、そのためには、京都市の都市構造そのものが回復できるような形で改善していくということも必要ですし、鴨川自体についてもそういった観点から整備をしていくことが必要になってくると思います。そういうことにつきましては、今後の懇談会におきまして、ハード面、ソフト面での対策なりをご議論願えれば非常にありがたいと思います。

もう一つ、鴨川の景観についてのご議論がございました。御池あたりから下流の兩岸、とりわけ左岸の町並みや、また右岸にある空調などの設備とかそういうものが鴨川の美しい景観を阻害していると。そういうことについて何らかの手が打てないかということでございました。先ほど、新川先生がおっしゃった広瀬川の例とか、その他、各都市を流れる河川についてのいままでの動きを十分調査した上で、鴨川についてもその美しさを守るた

めの方策を検討していくべきではないか。そういうふうを考えるわけでございます。

その他、いろいろなご意見がございましたけれども、そういったことを受けて、次回以降、また、それらの課題についても議論を続けさせていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

それでは、長時間にわたってご議論、ご意見をいただきまして、ありがとうございました。これで閉めさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

5 . 閉 会

事務局 中川先生、どうもありがとうございました。並びに委員の皆様、長時間ご議論いただきまして、誠にありがとうございました。本日もご議論いただいた内容につきましては、事務局のほうで取りまとめを行いまして、また次回以降、ご確認いただきたいと思っております。

また、第3回の懇談会につきましては、9月上旬ぐらいを目処に準備を進めさせていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

なお、一般の参加の皆様におかれましては、先ほど座長からございましたように、意見用紙をお配りしておりますので、それにご記入いただき、出口で回収させていただきますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

それでは、これにて閉会とさせていただきます。皆様、本日はご苦労様でした。